

横浜市地区センター条例

制 定 昭和 48 年 6 月 20 日 条例第 46 号

最近改正 平成 21 年 9 月 30 日 条例第 42 号

(設置)

第 1 条 地域住民が、自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、横浜市に地区センターを置く。

2 地区センターの名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(利用の目的)

第 2 条 地区センターは、次に掲げる事項のために、地域住民のだれもが気軽に利用することができる。

- (1) スポーツ、レクリエーション、クラブ活動及び学習
- (2) 講演会、研究会、展示会その他各種集会の開催
- (3) その他地域住民の自主的な活動と相互の交流のため必要な事項

2 横浜市は、地区センターにおいて、地域住民の福祉の向上を図るため、自ら事業を行ない、地域住民の自主的な活動を援助することができる。

(開館時間等)

第 3 条 地区センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用の制限)

第 4 条 地区センターは、次の各号の一に該当する場合は、利用することができない。

- (1) 営利のみを目的として利用するとき。
- (2) その他利用の目的が地区センターの設置の目的に反するとき。

(指定管理者の指定等)

第 5 条 次に掲げる地区センターの管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 地区センターの施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第 2 条第 2 項に規定する事業の実施等に関すること。
- (3) 地区センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務。

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。ただし、別表第 1 の 3 の表及び 4 の表に掲げる地区センターについて、地域住民の自主的活動及び相互の交流を深める活動に対して支援を行うために地域住民により組織されたと認められるものを指定管理者の候補者として選定する場合にあっては、この限りでない。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、地区センターの設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第 6 条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(利用の許可)

第 7 条 別表第 2 に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に地区センターの管理上必要な条件を付けることができる。

3 指定管理者は、第 1 項の施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 地区センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 地区センターの設置の目的に反するとき。

(3) 地区センターの管理上支障があるとき。

(4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

4 第1項の許可の手續について必要な事項は、規則で定める。

(利用料金)

第8条 別表第1の1の表に掲げる地区センターの別表第2に掲げる施設を貸切りで利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、第7条第1項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき。

(3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(中 略)

附 則(平成21年9月条例第42号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1（第1条第2項）

1 地区センター

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|----------|
| 横浜市潮田地区センター | 横浜市鶴見区 |
| 横浜市駒岡地区センター | |
| 横浜市末吉地区センター | |
| 横浜市寺尾地区センター | |
| 横浜市生麦地区センター | |
| 横浜市矢向地区センター | |
| 横浜市神奈川地区センター | 横浜市神奈川区 |
| 横浜市神之木地区センター | |
| 横浜市神大寺地区センター | |
| 横浜市白幡地区センター | |
| 横浜市菅田地区センター | 横浜市西区 |
| 横浜市西地区センター | |
| 横浜市藤棚地区センター | 横浜市中区 |
| 横浜市竹之丸地区センター | |
| 横浜市野毛地区センター | |
| 横浜市本牧地区センター | 横浜市南区 |
| 横浜市大岡地区センター | |
| 横浜市永田地区センター | |
| 横浜市中村地区センター | |
| 横浜市南地区センター | |
| 横浜市港南地区センター | 横浜市港南区 |
| 横浜市港南台地区センター | |
| 横浜市永谷地区センター | |
| 横浜市野庭地区センター | |
| 横浜市東永谷地区センター | 横浜市保土ヶ谷区 |
| 横浜市今井地区センター | |
| 横浜市西谷地区センター | |
| 横浜市初音が丘地区センター | |
| 横浜市ほどがや地区センター | |
| 横浜市市沢地区センター | 横浜市旭区 |
| 横浜市今宿地区センター | |
| 横浜市希望が丘地区センター | |
| 横浜市白根地区センター | |
| 横浜市都岡地区センター | |
| 横浜市若葉台地区センター | |
| 横浜市磯子地区センター | 横浜市磯子区 |
| 横浜市上中里地区センター | |
| 横浜市杉田地区センター | |
| 横浜市根岸地区センター | 横浜市金沢区 |
| 横浜市金沢地区センター | |
| 横浜市釜利谷地区センター | |
| 横浜市富岡並木地区センター | |
| 横浜市能見台地区センター | |
| 横浜市六浦地区センター | 横浜市港北区 |
| 横浜市菊名地区センター | |
| 横浜市篠原地区センター | |
| 横浜市城郷小机地区センター | |
| 横浜市綱島地区センター | |
| 横浜市新田地区センター | |
| 横浜市日吉地区センター | 横浜市緑区 |
| 横浜市十日市場地区センター | |
| 横浜市長津田地区センター | |
| 横浜市中山地区センター | |
| 横浜市白山地区センター | |

| | |
|-----------------|--------|
| 横浜市美しが丘西地区センター | 横浜市青葉区 |
| 横浜市大場みずが丘地区センター | |
| 横浜市奈良地区センター | |
| 横浜市藤が丘地区センター | |
| 横浜市山内地区センター | |
| 横浜市若草台地区センター | |
| 横浜市北山田地区センター | 横浜市都筑区 |
| 横浜市都筑地区センター | |
| 横浜市中川西地区センター | |
| 横浜市仲町台地区センター | |
| 横浜市踊場地区センター | 横浜市戸塚区 |
| 横浜市上矢部地区センター | |
| 横浜市大正地区センター | |
| 横浜市戸塚地区センター | |
| 横浜市東戸塚地区センター | |
| 横浜市舞岡地区センター | |
| 横浜市上郷地区センター | 横浜市栄区 |
| 横浜市豊田地区センター | |
| 横浜市本郷地区センター | |
| 横浜市上飯田地区センター | 横浜市泉区 |
| 横浜市下和泉地区センター | |
| 横浜市立場地区センター | |
| 横浜市中川地区センター | |
| 横浜市阿久和地区センター | 横浜市瀬谷区 |
| 横浜市瀬谷地区センター | |
| 横浜市中屋敷地区センター | |

2 コミュニティハウス

| 名 称 | 位 置 |
|----------------------|----------|
| 横浜市潮田公園コミュニティハウス | 横浜市鶴見区 |
| 横浜市鶴見市場コミュニティハウス | |
| 横浜市鶴見中央コミュニティハウス (※) | |
| 横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウス | 横浜市神奈川区 |
| 横浜市浅間コミュニティハウス | 横浜市西区 |
| 横浜市戸部コミュニティハウス | |
| 横浜市中本牧コミュニティハウス | 横浜市中区 |
| 横浜市浦舟コミュニティハウス | 横浜市南区 |
| 横浜市蒔田コミュニティハウス | |
| 横浜市六ツ川一丁目コミュニティハウス | |
| 横浜市睦コミュニティハウス | |
| 横浜市上大岡コミュニティハウス | 横浜市港南区 |
| 横浜市桜道コミュニティハウス | |
| 横浜市日野南コミュニティハウス (※) | 横浜市保土ヶ谷区 |
| 横浜市権太坂コミュニティハウス | |
| 横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス | |
| 横浜市常盤台コミュニティハウス | |
| 横浜市上白根コミュニティハウス | 横浜市旭区 |
| 横浜市鶴ヶ峰コミュニティハウス | |
| 横浜市滝頭コミュニティハウス | 横浜市磯子区 |
| 横浜市柳町コミュニティハウス | 横浜市金沢区 |
| 横浜市菊名コミュニティハウス | 横浜市港北区 |
| 横浜市師岡コミュニティハウス | |
| 横浜市霧が丘コミュニティハウス | 横浜市緑区 |
| 横浜市青葉台コミュニティハウス | 横浜市青葉区 |
| 横浜市倉田コミュニティハウス | 横浜市戸塚区 |
| 横浜市飯島コミュニティハウス | 横浜市栄区 |
| 横浜市新橋コミュニティハウス | 横浜市泉区 |
| 横浜市中田コミュニティハウス | |

※注：規則で定める日から施行

3 集会所

| 名 称 | 位 置 |
|------------|---------|
| 横浜市鶴見中央集会所 | 横浜市鶴見区 |
| 横浜市幸ヶ谷集会所 | 横浜市神奈川区 |
| 横浜市松見集会所 | |
| 横浜市平沼集会所 | 横浜市西区 |
| 横浜市上台集会所 | 横浜市中区 |
| 横浜市しらゆり集会所 | 横浜市泉区 |

4 スポーツ会館

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|----------|
| 横浜市羽沢スポーツ会館 | 横浜市神奈川区 |
| 横浜市六ツ川スポーツ会館 | 横浜市南区 |
| 横浜市下野庭スポーツ会館 | 横浜市港南区 |
| 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館 | 横浜市保土ヶ谷区 |
| 横浜市本村スポーツ会館 | 横浜市旭区 |
| 横浜市六浦スポーツ会館 | 横浜市金沢区 |
| 横浜市小机スポーツ会館 | 横浜市港北区 |
| 横浜市十日市場スポーツ会館 | 横浜市緑区 |
| 横浜市新石川スポーツ会館 | 横浜市青葉区 |
| 横浜市大熊スポーツ会館 | 横浜市都筑区 |
| 横浜市東山田スポーツ会館 | |

別表第2（第7条第1項、第8条第1項・第2項）

| 施設 | | 単位 | 利用料金 |
|--------|-----------------------------|-----------|----------|
| 種別 | 面積 | | |
| 会議室 | 50平方メートル以下 | 1時間につき | 円 230 |
| | 50平方メートルを超え 100平方メートル以下 | | 460 |
| | 100平方メートルを超え 150平方メートル以下 | | 690 |
| | 150平方メートルを超え 200平方メートル以下 | | 920 |
| 和室 | 50平方メートル以下 | 同 | 230 |
| | 50平方メートルを超え 100平方メートル以下 | | 460 |
| | 100平方メートルを超え 150平方メートル以下 | | 690 |
| | 150平方メートルを超え 200平方メートル以下 | | 920 |
| 工芸室 | 50平方メートル以下 | 同 | 230 |
| | 50平方メートルを超え 100平方メートル以下 | | 460 |
| 音楽室 | 50平方メートル以下 | 同 | 260 |
| | 50平方メートルを超え 100平方メートル以下 | | 530 |
| | 100平方メートルを超え 150平方メートル以下 | | 790 |
| 料理室 | 50平方メートル以下 | 同 | 260 |
| | 50平方メートルを超え 100平方メートル以下 | | 530 |
| 体育室 | 250平方メートル以下 | 同 | 300 |
| | 250平方メートルを超え 500平方メートル以下 | | 600 |
| | 500平方メートルを超え 750平方メートル以下 | | 900 |
| グラウンド | | 同 | 1,000 |
| テニスコート | | 1面、1時間につき | 1,000 |